

# 情報ファイル



就職・退職などのときは  
国民健康保険の届け出を

各職場の医療保険（会社の健康保険や共済組合など）に加入している方以外は、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

国保の保険税は、加入した月から月割で計算されます。加入了月とは、届け出をした月ではなく、前の健康保険などをやめた月、あるいは、ほかの市町村から転入した月をいいます。

たとえば、3月に会社をやめた方が、7月になってから国保加入の届け出をしたときは、7月分の保険税からではなく、3月分の保険税からさかのぼって納めなければなりません。

異動後の手続きは、忘れずに14日以内に行つてください。

また、国保に入っている方が、勤務先などで健康保険などに加入した場合、届け出がないと国保税がそのままかかるつてしまったり、誤って保険証を使ってしまうと、医療費を返還していただことになりますので注意してください。

國保

問合せ先

市民窓口グループ  
52-1111 (内線  
261)  
262)

## 司法書士会による 無料登記相談会

卷之三

と 8月4日(土) 午前の時(

ところ 市役所1階相談室  
内容 土地・建物の相続、

言、贈与、売買などの権利に  
關する物の権利等は、

法  
社  
会  
登記の相談  
する登記  
人登記の相談

※相談希望の方は、8月3日(金)までこかなうず電話で予約を

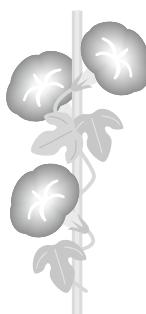
してください。

※予約のなし方は受け入れません。

予約先  
愛知県司法書士会西三河支部

所屬予約担当 司法書士松井  
謹名

事務所  
52-3003



## 8月 し尿収集作業日程表

月日	曜日	区 域	月日	曜日	区 域
8月1日	水	青木町二～七丁目	16日	木	
2日	木	青木町七～九丁目	17日	金	処理場改修工事のため、 し尿の収集は行いません。
3日	金	春日町一～七丁目	18日	土	
4日	土	湯山町、神明町、沢渡町	19日	日	
5日	日		20日	月	芳川町、田戸町二・三丁目
6日	月	稗田町一～五丁目	21日	火	田戸町三・四丁目
7日	火	稗田町五六丁目、二池町一～三丁目	22日	水	田戸町五～七丁目
8日	水	二池町四～六丁目	23日	木	本郷町
9日	木	碧海町二～五丁目	24日	金	吳竹町二～六丁目
10日	金		25日	土	吳竹町六七丁目、屋敷町一～三丁目
11日	土		26日	日	
12日	日	処理場改修工事のため、 し尿の収集は行いません。	27日	月	屋敷町四～七丁目
13日	月		28日	火	向山町一～六丁目
14日	火		29日	水	向山町六丁目、小池町
15日	水		30日	木	小池町、新田町、八幡町
			31日	金	論地町、清水町

8月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

8月11日(土)～19日(日)は、処理場改修工事のため、し尿の収集は行いませんので、注意してください。

**申込先(収集業者)**  
高浜衛生株  
**問合せ先**  
■市民生活グループ  
☎ 52-1111 (内線263)  
☎ 53-0516

また、臨時にし尿収集を希望する場合は、2～3日前までに収集業者に申し出してください。

広報たかま H24.7.15 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■